

港区介護職員研修等 受講費用助成事業について

概要

介護従事者を確保し、育成することを目的として、介護職員初任者研修・介護職員実務者研修・生活援助従事者研修・喀痰吸引等研修を受講した方に対し、その受講費用の全部又は一部を助成します。

実施期間

令和7年**4月1日**～令和8年**3月31日**

対象

①②のいずれかに該当し、港区以外の区市町村等から類似の助成を受けていない方

- ① 介護サービス事業所(※)に勤務する区民
- ② 区内の介護サービス事業所(※)に、介護職員研修等の研修修了前から就労し、又は修了後3か月以内に就労している方で、次のいずれかに該当する方
 - a. 就労後、6か月以上継続して勤務していること
 - b. 登録ヘルパー(非定形的パートタイムヘルパー)で、就労後、登録期間が6か月を超え、かつ従事時間が通算して180時間を超えていること

※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具販売、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援は除く。

助成額

初任者研修・実務者研修・生活援助従事者研修
1人あたり上限150,000円(喀痰吸引研修は、上限22,000円)

申請期限

研修終了後1年以内

申請方法

次の書類を持参または郵送でご提出ください。

- 港区介護職員研修等受講費用助成申請書(第1号様式)
- 介護職員研修等修了証明書の写し
- 介護職員研修等受講費用の領収書

申請書類

港区公式ホームページからダウンロードしてください。
トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護事業者の方へ
> 介護事業者の方へのお知らせ > 介護職員研修等受講費用の助成について

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kaigojigyoku/20150513.html>

問合せ・提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25
港区 介護保険課 介護事業者係(港区役所2階)
☎ **03-3578-2111** 内線 2881・2882・2883・2821

